

議案第74号

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

提案理由

東京都人事委員会勧告に準じて、勤勉手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 あきる野市職員の給与に関する条例（平成7年あきる野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の90」を「100分の100」に、「100分の110」を「100分の120」に、「100分の120」を「100分の130」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

第2条 あきる野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の100」を「100分の95」に、「100分の120」を「100分の115」に、「100分の130」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。